



じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

◆ 赤い羽根共同募金の目的は？

赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を財政面から支援することを目的に、寄附金の募集を行っています。法律では次のように定められています。

「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

社会福祉法第112条

戦後、生活に困っている人の支援や、戦災で減少した社会福祉施設の復興・運営支援を目的に、昭和22年に第1回共同募金運動が展開され、以後社会情勢に応じて社会福祉事業を財政面から支援しています。

◆ 誰が赤い羽根共同募金を実施しているの？

赤い羽根共同募金の実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会です。都道府県共同募金会は、それぞれ独立した社会福祉法人で、市区町村の区域等に「支会」を設置しています。

多治見市で赤い羽根共同募金を行っているのは、『岐阜県共同募金会 多治見市支会』です。

◆ どうして赤い羽根？

赤い羽根は、昔から世界中で、勇気や良い行いのしるしとして使われていました。これをモデルに、不要になった鶏の羽根を赤く染め、シンボルとして使うようになりました。

◆ 募金（お金）の流れ

- ① 募金期間中（10～12月）にいただいたご寄附は、一旦全額が岐阜県共同募金会に集約されます。



- ② 岐阜県共同募金会に設置された配分委員会において、配分基準に基づき様々な社会福祉事業への配分金額が決定されます。



- ③ 10～11月にいただいたご寄附は、『赤い羽根一般募金配分金』として翌年度に配分され、12月中にいただいたご寄附は『歳末たすけあい募金配分金』として、同年12月に配分されます。

